

ディープフェイクポルノ被害実態と刑事法的規制
——諸外国の事例を通じた考察——

1. はじめに

(1) 「ディープフェイクポルノ」とは

- 人工知能技術(artificial intelligence technology)を利用し、虚偽に生成された性的姿態や裸体などの写真及び動画記録
- 特長：被害者の SNS 上に掲載された日常的な写真だけで作成可能
技術の発展により、実際に撮影された写真・動画のように見える

(2) 現状

- 韓国などでは刑事規制が導入されているものの、ディープフェイクポルノは、拡散性、作成の容易さ、加害者の匿名性といった要因により、依然として被害の拡大が続いている。

(3) 報告の目的

- 諸外国の被害事例を通じて、ディープフェイクポルノを被害者の視点からより深く理解するとともに、刑事立法上の課題を示す。

2. 被害事例から見るディープフェイクポルノの特徴

(1) デジタル性犯罪としてのディープフェイクポルノ

- 韓国「2024 年ディープフェイクポルノ事件」
- 大量のディープフェイクポルノが作成・頒布され、小中高校に通う被害者だけで 900 人を超える事態となった。
- 特徴：組織的活動
未成年被害者及び加害者

(2) 被害者に及ぼす心理的影響

- 英国「ニュースキャスターCathy Newman の事例」
- ディープフェイクポルノに関する取材中、自身のディープフェイク動画を発見して報道した。
- 特長：被害者への心理的衝撃
「自分のディープフェイク動画を見たから頭から離れなかった」
被害者は非人格化され、性的道具として扱われる
「自分だけど、自分ではない」

(3) 学校におけるディープフェイクポルノ

- 米国「Lancaster Country Day School ディープフェイクポルノ事件」
- Lancaster Country Day School の男子学生 2 人が、女子学生 48 人(及びその他 12 人)のディープフェイクポルノを作成・頒布した。

- 学校の不適切な対処により、学校と保護者間の訴訟、学校長及び理事会長の辞任、生徒たちの大規模授業ボイコット(walkout)が発生した。
- 特長：食欲減退や鬱病の罹患を伴う精神的苦痛
当該生成物が Web 上にまだ残っており、まだ誰かに見られる可能性があるのではないか、今後の人生に影響するのではないか、ということに対する継続的不安

(4) 制度的救済の限界

- 韓国「ソウル大ディープフェイクポルノ事件」
- ソウル大学を卒業した加害者など 3 人が、女子学生 12 人及び他の 49 人の卒業写真や SNS 上の写真に基づいて、ディープフェイクポルノを作成・頒布した。
- 特長：加害者特定の困難性と再拡散防止の課題
被害者の連絡先や学籍番号などの個人情報晒されるドッキング被害の発生

3. ディープフェイクポルノの被害

- (1) 精神的被害：深刻な不安、ストレス、鬱病、PTSD など
誰が、なぜ自分のディープフェイクポルノを作るのか。それが誰に共有されるのかに対する、継続的な不安
- (2) 生活上の困難：社会活動の制限及び経済的困難
- (3) 人権の侵害：被害者の同意なしに性的対象とすることによる非人格化

4. ディープフェイクポルノに関する刑事法的規制

- (1) 韓国：「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」の改正
被害者保護への措置としてのディープフェイクポルノに関する法律の改正
- (2) 英国：The Online Safety Act 2023 (The Sexual Offences Act を改正)
- (3) 米国：一部州における規制の導入。連邦レベルでの法整備の動き
- (4) 日本：ディープフェイクポルノを明示的に規制する法律はまだ存在しないが、わいせつ物頒布等罪（刑法第 175 条）、名誉毀損罪（刑法第 230 条）などで処罰の対象になりうる。

5. 今後の課題

- (1) 刑事法的規制に関する課題
 - ディープフェイクポルノの作成・頒布行為に関する処罰のあり方
- (2) 再拡散防止政策及び被害者支援の課題
 - 被害者への相談対応、記録物の削除支援、法的支援を含む、多角的かつ継続的な支援体制